

14 申込み後の手続き

(1) 家庭状況等の申込み内容の変更

申込み内容に変更があった場合には、市役所子育て支援課に連絡の上、該当の書類を提出してください。
(様式は多摩市公式ホームページから印刷できます)。

入所申請や、転所申請中の方は必ず入所申請受付期間に間に合うように提出してください。申請時点から入所までの間に、保育の必要性等に変更が生じ、指数や指数が同位の場合の優先順位が低くなる場合は、**入所決定を取り消すことがあります。また入所後にその事実が判明した場合は、退所となりますので速やかに届出をしてください。**

▼変更内容提出物一覧

| | 変更内容 | 提出が必要な書類 |
|-----------|--|--|
| 家庭状況 | 住所・代表者・氏名・電話番号 | 給付認定変更届 |
| | 家庭状況 ① 同居家族の増減 ② 結婚 ③ 離婚 ④ 離婚を前提とした別居をして、家庭裁判所による離婚調停を開始した場合 | 多摩市子育て支援課あてに連絡 ※状況により、必要書類の提出をお願いします。 変更に応じて給付認定変更届や、結婚の場合は配偶者の保育の必要性の事由を証明する書類と課税証明書、離婚の場合はご離婚を証明する書類等を依頼します。 |
| 保育の必要性の事由 | 保護者の勤務状況 ① 転職 ② 求職からの採用内定または、就労開始した場合 ③ 勤務先や勤務時間・日数の変更等 ④ 産前産後休暇・育児休業の取得 ⑤ 採用内定から勤務開始 ⑥ 保育所等入所後、勤務時間が変わると申請している方 | ① ~ ④ 就労証明書 (個人事業主になる場合は追加書類があります。P.16参照) ⑤ 就労開始証明書※実際に勤務してから提出してください。 ⑥ 勤務時間増減確定証明書 ※実際に勤務時間が増えてから提出してください。 |
| | 仕事を辞めた場合(求職要件に切り替える場合) | 給付認定変更届 |
| | 個人事業主の方で育児による休業の取得 | 【個人事業主用】育児による休業取得証明書 ※P.17「12-1 申請上の注意 就労で申込みの方」参照 |
| | 産前産後休暇・育児休業から復職 | 復職証明書 |
| | 個人事業主の方で育児による休業から復職 | 復職証明書(個人事業主用) |
| | その他保育の必要性の事由 | 多摩市子育て支援課あてに連絡 ※状況により、必要書類の提出をお願いします。 |
| 申請内容の変更 | 入所や転所の必要がなくなった | 取下書 ※取下げをせず、入所決定後に辞退された方には、辞退によるマイナスの指数が今年度と翌年度に継続してつきます |
| | 希望園の追加または順位変更 | 希望保育所等追加変更届 |
| | 市町村民税の課税額が変更になったとき | 税額が変更になったことがわかるもの ※課税証明書の写し 確定申告書(第1表・第2表)の写し 等 |

15 利用調整結果通知

(1) 結果通知書

入所の可否は、封書にて「**利用調整結果通知書（利用可）**」または「**利用調整結果通知書（利用保留）**」をお送りします。

なお、申請のあった最初の入所希望月のみ、**利用可・利用保留**に関わらず通知しますが、翌月（2回目）以降、同一年度中（待機中）の利用調整結果については、利用可（入所決定）のときのみのお知らせとなります。

※電話等による事前の結果の問い合わせには、一切お答えできません。

(2) 結果通知後のお手続き

利用可(入所決定)となった方

入所が決定した方には決定通知のほか、申請内容によって同封物が異なります。同封物にはそれぞれ提出期限があります。また、決定した保育所等より面談・健康診断等について案内がありますので、決定園からの連絡をお待ちください。

① 同封されているもの【共通】

- 利用調整結果通知書（利用可）
- お知らせ
- 口座振替依頼書（認可保育所 0～2 歳児クラスの方のみ）

② 申請内容によって変わるもの

| 状況 | 同封物 | 提出期限 |
|----------------------------|---------------|-----------------------------|
| 産前産後休暇・育児休業中に入所が決まった方 | 復職証明書 | 入所月の翌月 1 日以前に復職し、復職後 2 週間以内 |
| 個人事業主の方で育児による休業中に入所が決まった方 | 復職証明書（個人事業主用） | 入所月の翌月 1 日以前に復職し、復職後 2 週間以内 |
| 求職中で入所が決まった方 | 就労証明書 | 入所月の翌々月の 15 日 |
| 就労内定中で入所が決まった方 | 就労開始証明書 | 入所した日から 2 週間以内 |
| 保育所へ入所したら時間が変わる内容で入所が決まった方 | 勤務時間増減確定証明書 | 入所した日から 2 週間以内 |

入所保留となった方

定員に空きがなく入所できなかった方は、入所保留となります。**申請書類は、年度間有効（令和 7 年 3 月入所分まで有効）**となるため、取下げをしない限り、**再度申請する必要はありません**（年度ごとに申請が必要なため、令和 7 年 4 月入所以降分は別途申込みが必要です）。

年度途中に在籍児の退所等で定員に空きが生じた場合は、提出されている申請書類を基に利用調整を行い、基準指数の高い方から順に希望する保育所等へ入所決定を行います。

保育所等以外の保育サービスの案内については、P.51 「19 直接利用・入所申請する施設」及び P.53 「20 その他利用できるサービス」を参照してください。

入所を辞退する場合

入所決定を辞退する場合は、必ず入所月の前月中に速やかに「**辞退届及び取下書**」を多摩市子育て支援課に提出してください。（郵送の場合は必着）※辞退の取下げはできません。

再度入所を希望する場合は、改めて申請が必要です（要申請書一式）。その際、指数の減算を行います（翌年度まで減算継続。急な転居、会社都合の解雇、入院等やむを得ない場合は除く※）のでご注意ください。

※辞退届をご提出前に、多摩市子育て支援課までご相談ください。



16 保育料決定

令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化と令和 5 年 10 月からの第 2 子無償化により、認可保育所・認定こども園（2 号）に通っている 3 歳児～5 歳児クラスの児童と第 2 子以降の児童については、保育料が無償となりました。

（1）保育料の決定方法（0～2 歳児の第 1 子向け）

特定教育・保育に係る利用者負担額（以下、保育料という）は、各世帯の市町村民税所得割課税額・子どものクラス年齢及び保育時間により決定します。

※所得割額を計算する場合には、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当所得の控除、住宅借入金等特別税額控除を適用しません。

市町村民税所得割課税額は、基本的に父母の合計で決定しますが、**父母が非課税で同居者がいる場合は、同居者のなかで市町村民税所得割課税額が一番高い一人の金額（家計の主宰者）で保育料を決定**します。

▼保育料は年に 2 回切り替えがあります

| 保育料 | 算定する年度 | 決定時期 |
|------------|--------------------|-----------|
| 4～8 月分（前期） | 令和 5 年度市町村民税所得割課税額 | 4 月中旬（予定） |
| 9～3 月分（後期） | 令和 6 年度市町村民税所得割課税額 | 9 月中旬（予定） |

また、在籍する施設によって、適用する保育料表が異なります。

▼保育料対応表

| 利用する施設 | 教育・保育認定 | 保育の必要性 | 保育料表 |
|--|---------|-----------|------|
| 新制度幼稚園・認定こども園 | 1 号 | なし | 表 1 |
| 認定こども園・認可保育所・家庭的保育事業所・小規模保育事業所・事業所内保育事業所 | 2 号・3 号 | あり 保育標準時間 | 表 2 |
| | | あり 保育短時間 | 表 3 |

（2）保育料の算定方法について（兄弟姉妹がいる場合）

令和元年 9 月以前の保育料算定方法は、未就学児の中での順位により保育料を決定していましたが、令和元年 10 月の「幼児教育・保育無償化」後から、東京都の補助制度により 0～2 歳児の保育料算定時の年齢制限が撤廃され、実際のきょうだい数での算定となっています（都の補助が継続する場合に限ります）。

| 多子算定方法 右記の 3 人きょうだいがいた場合 |  0 歳児クラス |  2 歳児クラス |  9 歳 |
|-----------------------------|---|---|---|
| 令和元年 9 月以前の算定 | 第 2 子 | 第 1 子 | |
| 令和元年度 10 月以降のきょうだい数の算定 | 第 3 子 第 3 子のため保育料 0 円 | 第 2 子 令和 5 年 10 月から都の 補助により保育料は 0 円 | 第 1 子 小学生 |

※3 歳～5 歳児の算定方法は従来通りのため、未就学児で年上のきょうだいのいない 3～5 歳児の子を算定する時は第 1 子扱いになります。

(3) 保育料の納付方法 (0～2歳児の第1子向け)

保育料は、入所月の中旬頃に通知します。納付期限は当月末です。

※毎月1日現在、保育所等に在籍している児童については、**通所の有無にかかわらず、当月分の保育料を納めていただきます。**

① 認可保育所に通所される方

原則、**保護者名義の口座振替による納付**をお願いします。

(口座振替依頼書は、利用調整結果通知に同封していますが、子育て支援課窓口・聖蹟桜ヶ丘駅出張所・多摩センター駅出張所・永山公民館にも置いています)

※特別な事由により、口座振替ができない場合は、納付書での納付も可能です。

| | |
|---------------|--|
| 口座振替納付 | 市内に本・支店のある 金融機関 に、預金口座振替依頼書を提出すると、手続きをした 翌月分 から、毎月、保育料が引き落とされます。 |
| 取扱金融機関 | みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、きらぼし銀行、三井住友信託銀行、横浜銀行、多摩信用金庫、農業協同組合、ゆうちょ銀行 |

② 認可保育所以外の保育所等に通所される方

通所される認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業に直接納付してください。

※納付方法等は、施設に確認してください。

(4) 保育料を滞納した場合 (0～2歳児向け)

保育料を滞納すると、督促状の送付に始まり、保育園を通じての納付催告、**地方税法の例により差押等の滞納処分**を行うことがあります。納め忘れのないようにお願いします。

保育料は、保育所等の認可施設運営にとって重要な財源です。しかし近年滞納の額の増加が深刻な状況になっています。

保育料に滞納のある世帯については、**指数の減算(-16)**を行うため、**転所や兄弟姉妹の利用調整において不利になります。**

また、認定こども園や、地域型保育施設は施設への直接納付となりますが、施設運営の把握をするため、施設へ納付状況を確認することがあります。

(5) 保育料減免制度について (0～2歳児向け)

激甚な災害等により甚大な被害を受けた・里親に委託された場合は、保育料の決定をB階層に適用します。また、転職などにより給与が前年の平均収入月額より2割以上低下の場合は保育料の階層を1階層低位に適用します(保護者等が育休中の場合は減免が必要であると市長が認めるときに限ります)。該当する場合、提出書類がありますので子育て支援課計画推進・保育担当(電話番号:042-338-6850(直通))までご相談ください。

(6) 市町村民税所得割課税額が変わった場合（全年齢向け）

税の変更申請により、市町村民税所得割課税額に変更が生じた場合は保育料が変わる場合があります。そのため、税額変更を証明する書類を提出してください。

※同居者で身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所有している方がいる場合、保育料が下がる場合があります。そのため、手帳の写しを提出してください（既にご提出いただいている場合は再度の提出は不要です）。

(7) 政令指定都市所得割額について（全年齢向け）

平成30年度から都道府県から指定都市への税源移譲に伴い、政令指定都市のみ、市町村民税の税率が6%から8%に変更となりました(多摩市は変わらず6%です)。このことに伴い、各年の1月1日時点において政令指定都市に住んでいた場合の保育料決定につきましては、多摩市での市民税の税率6%として計算いたします。

(8) 給食費について（3～5歳児クラス向け）

3歳児クラス以降の保育料については無償となりますが、給食費が保護者様の負担となります。

しかし、年収360万円未満相当世帯の方と、保育料無償化以前に従来決定していた保育料と無償化後の給食費の負担額を比べて保護者が負担する金額が逆に高くなってしまいう世帯の方(無償化以前の保育料決定にて保育料7,500円以下で決定する世帯)は、給食費の免除対象になります。

この算定に市区町村民税所得割の額を使用します。こちらの算定は、従来の保育料決定時期と同様に、4～8月分、9月～3月分で行います。対象者には別途通知でお知らせします。

Q & A 利用調整結果等について

① 利用調整結果通知（利用可）が届きましたが、辞退しようと考えています。今後の指数に影響するのでしょうか。

入所決定後に入所を辞退する場合は、次回利用調整において指数の減算を行います。指数の減算は翌年度まで影響します（急な転居や、入院等やむを得ない場合は除く）。

また、令和6年4月入所（1次受付）については、令和6年1月5日（金）まで、申請の取下げ、希望保育所等の削除のみを受付します。令和6年1月9日（火）以降の申請の取下げは辞退と同等に取り扱いますので、ご注意ください。

Q & A 入所後の手続きについて

① 子どもが入所した後、仕事を辞めてしまった場合は、すぐに退所しなければならないのでしょうか？

仕事を辞めた場合は、速やかに「給付認定変更届」を提出し、保育の必要性の事由を就労から求職（保育期間3ヶ月）に切り替えてください。その3ヶ月間で就労先をみつけ、就労することが継続して在籍することの条件になります。

理由なく、給付認定変更届等の提出がなかった場合は、**退所**になることがありますので、ご注意ください。

Q & A 保育料について

① 入所した場合、保育料の通知はいつ頃、どのように届くのですか？

4月入所の方は、4月中旬に郵送か保育所等を通じて保育所等保育料決定・納入通知書をお渡します（税書類の不足等により送付が遅れる方もいます）。5月以降の年度途中入所の方は、入所月の中旬にご自宅へ郵送します。

令和6年度市町村民税所得割課税額の決定により、9月に再度保育料を計算して決定し、郵送か保育所等を通じて保育所等保育料決定・納入通知書をお渡します。

② 下の子の出産で里帰りしていたため、ほとんど登園しなかったのですが、保育料の割引等がありますか？

保育料の割引等はありません。月中で1日も登園しない場合でも、1ヶ月分の保育料を納付が必要です。保育料は、月単位での支払いです。

なお、特段の事由がなく**2ヶ月間連続して保育所等に登園しない場合は、退所となります**のでご注意ください。

③ 2世帯住宅で、祖父母と暮らしています。保育料はどうなりますか？

原則、同居とみなします。父母が非課税の場合で三親等以内の同居者に課税額があれば、一番収入の高い方を家計の主宰者とみなし、同居者の収入で保育料を決定します。

ただ、別居とみなす場合は、①税法上の扶養関係でないこと、②健康保険の扶養でないこと、③住民票上別世帯であること、④公共料金（電気・ガス・水道）の支払いの分離、⑤生活の共用部分の分離、のすべてを満たす場合、もしくは第三者を介した賃貸契約がある場合の客観的証明書類があることに限ります。

④ 配偶者が、海外で就労しているため、市町村民税課税証明書が出せない場合、どうすればいいですか？

両親のどちらかが海外で就労していて、市町村民税課税証明書が提出できない場合は、令和5年度分であれば令和4年1月1日～令和4年12月31日までの収入、令和6年度分であれば令和5年1月1日～令和5年12月31日までの収入が分かる書類を会社等に発行してもらい、提出してください。円換算でなくても受け付けてできますが、できれば円換算で提出をお願いします。

⑤ 自分で保育料の目安を知りたいので収入を確認したいが、どのようにすればいいですか？

市民税所得割額の確認方法

「課税証明書」での確認

該当年度の1月1日時点で住民票があった市区町村で発行できます。

※発行には料金がかかります（市区町村によって金額が異なる） 備考：多摩市は300円

「市民税・都民税特別徴収税額」「市民税・都民税納税通知書」での確認

該当年度の1月1日時点で住民票があった市区町村から6月頃に送付されます。

「所得割額」の箇所を参照してください。

※市民税所得割額に住宅借入金等特別税額控除・外国税額控除・配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除・配当所得の控除、寄附金税額控除等がある場合は、控除適用前の額で算定します。

⑥ 月払いで保育料を支払っているのに、仕事が休みの日に病院に行くために子どもを保育園に預けてもよいですか？

原則、保育所等の利用は認定された事由での利用となり、就労で認定されている場合は就労以外の事由では利用できません。ただし、認定された事由以外であっても通院やご家庭の事情など、様々な理由によっては、保育所等との調整により利用が可能な場合があります。お通いの園にご相談ください。また、その際は就労の際と同じ時間での登降園時間ではなく、保育所等と相談した時間に預ける、迎えに行くなど、保育所の適正利用にご協力をお願いします。

⑦ 子どもが風邪をひき、ほとんど登園できませんでした。保育料の割引等がありますか？

保育所等は常時運営を行っているため、保育料等の割引はありません。保育料は月単位での支払いであり、1日も登園しない場合や月の途中で退所する場合でも、1ヶ月分の保育料を納付していただけます。

なお、保育所等の運営にかかる費用の90%は国、都、市が税金により負担し、それ以外の金額を保育料として保護者の方に負担いただいています。その保育料により、保育所の運営費や人件費、施設の整備費用が賄われています。

